

収入印紙

貼 付

稲契第

号

内容調査済

測量・地質調査委託契約書

委託件名 _____

委託場所 _____

契約金額

		拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

課税事業者	うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ¥
免税事業者	

履行期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

契約保証金 _____

前払金 _____ 円まで

上記の委託業務について、別添の条項により契約を締結する。

令和 年 月 日

発注者 稲城市
代表者 稲城市長

印

受注者 住 所

氏 名

印

(総則)

- 第1条 稲城市及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、質疑応答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を稲城市に引き渡すものとし、稲城市は、その契約金額を支払うものとする。
 - 3 稲城市は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第9条に規定する受注者の代理人若しくは主任技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の代理人若しくは主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは稲城市と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 7 この契約の履行に関して稲城市と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 8 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 9 この契約の履行に関して稲城市と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、この約款又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、稲城市役所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（業務に関する工程表の提出）

- 第2条 受注者は、この契約締結後速やかに設計図書に基づいて、業務に関する工程表（以下「工程表」という。）を作成し、稲城市に提出しなければならない。
- 2 稲城市は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の修正を請求することができる。

（契約の保証）

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約書に当該保証を免除する旨の記載がある場合はこの限りでない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は稲城市が确实と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結。この保証を付す場合においては、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を稲城市に寄託しなければならない。
 - (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下単に「保証事業会社」という。）の保証
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、稲城市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したもののみならず。
 - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
 - 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号、第3号又は第6号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、稲城市は、

保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、稲城市の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及びこの契約を履行する上で得られた記録等を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ稲城市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して、又は設計図書において指定した部分を第三者（以下「再委託者」という。）に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、あらかじめ稲城市の承諾を得た場合は、再委託者に業務の一部を委託することができる。再委託者が更に第三者へ委託を行う場合についても、同様とする。

3 前項の場合において、受注者は、この契約において受注者が負うべき義務を再委託者にも遵守させるものとし、再委託者の行為について、稲城市に対して全ての責任を負うものとする。

4 第2項の場合において、受注者は、設計図書に特別の定めのある場合を除き、稲城市の区域内に本店、支店、事業所又は事務所を有する事業者を再委託者とするよう努めなければならない。

5 稲城市は、受注者に対して、再委託者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(著作権の譲渡等)

第6条 受注者は、成果物（第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）のうち受注者に帰属するもの全てを当該著作物の引渡し時に稲城市に無償で譲渡する。

2 受注者は、次項から第6項までの場合において、稲城市に対して著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

3 稲城市は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

4 稲城市は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

5 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、稲城市が当該著作物の利用目的の実現のために必要又は望ましいと認めてその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、稲城市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

6 受注者は、成果物（この契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、稲城市が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

7 稲城市は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2第1項に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、稲城市がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、稲城市は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第8条 稲城市は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく稲城市の権限とされる事項のうち稲城市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 稲城市の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の代理人若しくは主任技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の代理人若しくは主任技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 稲城市は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく稲城市の権限の一部を委任したときにあつては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定による監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(代理人及び主任技術者)

第9条 受注者は、この契約の締結後直ちに、この契約の履行に関し業務の管理及び統括を行う代理人を定めた場合は、その氏名、所属、連絡先等を稲城市に通知しなければならない。代理人を変更したときも、同様とする。

2 代理人は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を稲城市に通知しなければならない。

4 受注者は、設計図書に基づき、業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を稲城市に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

5 代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(照査技術者)

第10条 受注者は、設計図書に基づき、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めた場合は、その氏名その他必要な事項を稲城市に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第4項に規定する主任技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第11条 地元関係者との交渉等は、設計図書の定めによるものとする。この場合において、稲城市の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(土地又は建物への立入り)

第12条 受注者が調査のために第三者が所有する土地又は建物に立ち入る場合において、当該土地又は建物の所有者等の承諾が必要なときは、設計図書に定める場合を除き、稲城市がその承諾を得るものとする。この場合において、稲城市の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(履行報告)

第13条 受注者は、この契約の履行について稲城市に報告しなければならない。この場合において、設計図書に報告の内容その他報告の時期等について定めがある場合には、当該設計図書の定めに従い稲城市に報告するものとする。

(主任技術者等に対する措置請求)

第14条 稲城市は、代理人、主任技術者、照査技術者、受注者の使用人又は再委託者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に稲城市に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、稲城市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 稲城市は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(貸与品等)

第15条 稲城市が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、稲城市に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等の引渡しを受けた後、当該貸与品等に種類又は数量に関しこの契約の内容に適合しないことなどがあり使用に適当でないとき、その旨を直ちに稲城市に通知しなければならない。

4 稲城市は、受注者から前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該貸与品等に代えて他の貸与品等を引き渡し、又は理由を明示した書面により、当該貸与品等の使用を受注者に請求しなければならない。

5 稲城市は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、貸与品等の品名、数量、引渡場所又は引

渡時期に係る設計図書の定めを変更することができる。

- 6 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 7 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を稲城市に返還しなければならない。
- 8 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、稲城市の指定した期間内に、貸与品等と同等以上の性能を有する代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えて当該貸与品等について生じた損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第16条 受注者は、業務の内容が設計図書又は稲城市の指示若しくは稲城市と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。ただし、当該不適合が稲城市の指示その他稲城市の責めに帰すべき事由によるものであって、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 業務の内容が設計図書に適合しない場合において、受注者が稲城市の指示が適切ではないことを知りながらこれを稲城市に対し通知しなかったときは、前項の請求に係る履行期間若しくは契約金額の変更を請求することができない。

(条件変更等)

第17条 受注者は、業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに稲城市に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、質疑応答書等の記載が一致しないこと。ただし、これらの優先順位が定められている場合を除く。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 稲城市は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 稲城市は、受注者の意見を聴いて、前項に定める調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
 - 4 稲城市は、第2項の調査により、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは、稲城市は、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第18条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令の制定改廃、争議行為、輸送機関、通信回線等の事故その他の不可抗力により、業務の全部又は一部の履行に遅滞を生じ、又は履行が不能に陥った場合においては、稲城市及び受注者のいずれもその責めを負わない。この場合において、この契約の目的を達することが困難であると認めるに足りる合理的な理由があるときは、その状況に応じ稲城市と受注者が協議の上、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更することができる。

- 2 稲城市は、前項に規定する場合のほか、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第20条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、稲城市は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第19条 稲城市は、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができない又は前条第1項の不可抗力によって作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 稲城市は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 稲城市は、前2項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。また、稲城市は、受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第20条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、稲城市に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 稲城市は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 稲城市は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第21条 稲城市は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第22条 受注者は、その責めに帰さざる事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、履行期間の延長変更を請求することができる。

2 稲城市は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。稲城市は、その履行期間の延長が稲城市の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(稲城市の請求による履行期間の短縮等)

第23条 稲城市は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があると認めるときは、受注者に履行期間の短縮変更を請求することができる。

2 稲城市は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第24条 履行期間の変更については、稲城市と受注者とが協議して定める。ただし、協議が調わない場合には、稲城市が定め、受注者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第25条 契約金額の変更については、稲城市と受注者とが協議して定める。ただし、協議が調わない場合には、稲城市が定め、受注者に通知する。

2 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に稲城市が負担すべき費用の額については、稲城市と受注者とが協議して定める。ただし、協議が調わない場合には、稲城市が定め、受注者に通知する。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、受注者は、緊急かつやむを得ない事情がある場合を除き、あらかじめ、稲城市の意見を聴かななければならない。

2 前項の場合においては、受注者は、その執った措置の内容を稲城市に直ちに通知しなければならない。

3 稲城市は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合、稲城市は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分について負担する。

(一般的損害)

第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害（次条第1項、第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険、賠償責任保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）により填補された部分を除く。）のうち稲城市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、稲城市が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 業務の履行に伴い第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）については、受注者が負担する。

2 前項の損害が、稲城市の指示、貸与品等の性状その他稲城市の責めに帰すべき事由により生じたものに

については、稲城市が負担するものとし、その負担額は、稲城市と受注者とが協議して定める。ただし、受注者が、稲城市の指示又は貸与品等が不相当であること等稲城市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（火災保険、賠償責任保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）により填補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、稲城市がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、稲城市及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第29条 成果物の引渡し前に、第18条の不可抗力（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）により、試験等に供される受注者が既に業務を完了した部分（以下この条及び第50条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を稲城市に通知しなければならない。

- 2 稲城市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険、賠償責任保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を稲城市に請求することができる。
- 4 稲城市は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた業務の出来形部分に相応する契約金額相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具（ただし、この約款に基づく業務と同種同等の業務を行う際に使用するものとしてその性能、品質等が通常妥当と認められるものを基準とする。）について、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 複数回にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2回目以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（契約金額の変更で代える設計図書の変更）

第30条 稲城市は、第7条、第16条から第20条まで、第22条、第23条、第26条又は第27条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、稲城市と受注者とが協議して定める。ただし、協議が調わない場合には、稲城市が定め、受注者に通知する。

（検査及び引渡し）

第31条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を稲城市に通知しなければならない。

- 2 稲城市は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、稲城市は、あらかじめ受注者に対し、検査を行う日時を通知しなければならない。
- 3 受注者は、稲城市の行う検査に立ち会わなければならない。ただし、稲城市が受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、稲城市は、受注者の立会いを得ずに検査することができる。この場合において、受注者は、その検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 4 検査に要する費用は、全て受注者の負担とする。
- 5 第2項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しを完了したものとする。
- 6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して稲城市の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項の規定により準用される場合を含む。）の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

- 2 稲城市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内の期間（以下、この期間を「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。
- 3 稲城市がその責めに帰すべき事由により前条第2項（同条第6項の規定により準用される場合を含む。）の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第33条 稲城市は、第31条第5項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、稲城市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 稲城市は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、契約書で前払金の支払を約した場合において、保証事業会社と履行期間を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を稲城市に寄託して、契約書記載の前払金額を限度とし、稲城市に対して前払金の支払いを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、稲城市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 稲城市は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払う。
- 4 受注者は、契約金額が著しく増額された場合において、その増額後の契約金額に係る前金払の限度額から、受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で、前払金の支払いを請求することができる。この場合において、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5を超えるに至ったときは、受注者は、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当と認められるときは、稲城市及び受注者が協議して返還すべき額を定める。ただし、契約金額が減額された日から14日以内に協議が調わない場合には、稲城市が定め、受注者に通知する。
- 7 稲城市は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しないときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める遅延利息の率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下単に、「遅延利息の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第4項の規定により、受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合においては、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を稲城市に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前条第5項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を稲城市に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、稲城市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、稲城市に代わりその旨を保証事業会社に通知するものとする。

(前払金の使途制限及び返還)

第36条 受注者は、前払金を業務に必要な経費以外の支払に充ててはならない。

- 2 受注者は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに稲城市に返還しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金を支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に遅延利息の率で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

（部分引渡し）

第37条 稲城市が設計図書において、成果物について業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合であって、当該指定部分の業務が完了したときについては、第31条及び第32条の規定を準用する。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第32条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、稲城市は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第32条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第32条第1項の規定により受注者が請求することができる、部分引渡しに係る契約金額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する契約金額」及び第2号中「引渡部分に相応する契約金額」は、稲城市と受注者とが協議して定める。ただし、稲城市が前項の規定により準用される第31条第1項の通知又は第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が調わない場合には、稲城市が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る契約金額 指定部分に相応する契約金額×（1－前払金の額／契約金額）

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る契約金額 引渡部分に相応する契約金額×（1－前払金の額／契約金額）

（前払金等の不払に対する受注者の業務中止）

第38条 受注者は、稲城市が第34条又は第37条において準用される第32条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払が行われなときは、業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を稲城市に通知しなければならない。

- 2 稲城市は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第39条 稲城市は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第31条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の場合において、受注者は、稲城市に不相当な負担を課するものでないときは、稲城市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 4 第1項の場合において、稲城市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、稲城市は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、稲城市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 5 受注者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、稲城市は、受注者の費用負担でこれを修補することができる。なお、これによって受注者に損害が生じても、稲城市はその賠償の責めを負わない。

（契約不適合責任期間等）

第40条 稲城市は、引き渡された成果物に関し、第31条第5項又は第6項（第37条においてこれらの規定を

準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 稲城市が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、稲城市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 稲城市は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 稲城市は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、稲城市の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、稲城市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第41条 稲城市は、受注者が、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間満了後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、当該相当の期間にわたり、履行期間を延長することができる。

- 2 前項の場合において、稲城市の請求があったときは、受注者は、稲城市に対し、その履行遅滞について延滞違約金を支払わなければならない。この場合における遅滞違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額から第35条の規定による検査に合格した指定部分及び引渡部分に相応する契約金額相当額を控除した額に遅延利息の率を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

(稲城市の催告による解除権)

第42条 稲城市は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者が、履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第9条に掲げる者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第39条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(稲城市の催告によらない解除権)

第43条 稲城市は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、稲城市は、受注者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

- (1) 第4条第1項の規定に違反し、契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、稲城市が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴力団対策法第2

- 条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 受注者の役員又は使用人(個人事業主、法人の代表者及び法人の役員(役員として登記又は届け出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。))又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している社員をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (11) 受注者の役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又はこれらに準ずる行為によって暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (12) 受注者の役員又は使用人が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
- (13) 受注者の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (14) 受注者の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (15) 受注者の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当するものであることを知りながら契約したと認められるとき。
- (16) 受注者の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、第10号から第14号までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、稲城市が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (17) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (18) この契約に関して、受注者(受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(稲城市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条 第42条各号又は前条各号に定める場合が稲城市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、稲城市は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第45条 稲城市は、業務が完了するまでの間は、第42条及び第43条の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 稲城市は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第46条 受注者は、稲城市がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、稲城市に対して何らの催告をせず、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、稲城市に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(1) 第18条の規定により設計図書を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第19条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除等の効果)

第49条 稲城市は、この契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合においては、第1条第2項に規定する稲城市及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 稲城市は、前項の規定にかかわらず、業務の完了前にこの契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合において、既履行部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該指定部分及び引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。この場合において、稲城市は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額（以下「既履行部分契約金額」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分契約金額は、稲城市と受注者とが協議して定める。ただし、協議が調わない場合には、稲城市が定め、受注者に通知する。
(解除等に伴う措置)

第50条 業務の完了前にこの契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を稲城市の指定する日までに返還しなければならない。この場合においては、第34条第7項の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、業務の完了前にこの契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合で、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、稲城市は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分契約金額から控除するものとする。なお、受注者は、受領済みの前払金の額に余剰があるときは、稲城市の指定する日までに、当該余剰額を稲城市に返還しなければならない。この場合においては、第34条第7項の規定を準用する。

3 受注者は、業務の完了前にこの契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を稲城市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、当該貸与品等と同等以上の性能を有する代品を納め、当該貸与品等を原状に復して返還し、又は返還に代えて当該貸与品等について生じた損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、現場調査業務を実施した場合に、業務の完了前にこの契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合においては、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第5条第2項の規定により、再委託者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、稲城市に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、稲城市は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、稲城市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、稲城市が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

6 第3項及び第4項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、第42条、第43条、第51条第2項第2号又は同条第3項の規定により契約が解除された場合等においては稲城市が定め、第45条、第46条又は第47条の規定により契約が解除されたときは稲城市と受注者が協議して定めるものとする。

7 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については稲城市及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(稲城市の損害賠償請求等)

第51条 稲城市は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第42条又は第43条の規定により、成果物の引き渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を稲城市の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第42条又は第43条の規定により成果物の引き渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引き渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号及び第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、稲城市が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から既履行部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率で計算した額とする。
- 6 第2項に該当する場合において、契約保証金の納付、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、稲城市は、当該契約保証金、又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合であって、この契約の解除が、第43条第7号、第9号、第17号及び第18号の規定によるときはこの限りではない。

（受注者の損害賠償請求等）

第52条 受注者は、稲城市が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして稲城市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を稲城市に請求することができる。

（賠償の予定）

第53条 受注者は、第43条第17号又は第18号のいずれかに該当するときは、稲城市がこの契約を解除するか否かを問わず、稲城市に対して賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。業務を履行した後も同様とする。ただし、第43条第18号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、稲城市に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超過分につき賠償の請求を妨げるものではない。

（相殺）

第54条 稲城市は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が稲城市に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。

（自動車の使用に関する特則）

第55条 受注者は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）その他の法令又は条例等に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用しなければならない。

- 2 稲城市は、受注者が使用し、又は使用させる自動車が前項の規制に適合するものであることを確認する必要があると認めるときは、受注者に対し、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求めることができる。この場合において、受注者は、速やかに当該求めに応じなければならない。
- 3 受注者は、この契約に当たって使用する、又は使用させる自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けている車両を使用しなければならない。

（紛争の解決）

第56条 この約款の各条項において稲城市と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに稲城市が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して稲城市と受注者との間に紛争を生じた場合には、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停によりその解決を図る。

2 稲城市又は受注者は、前項に規定する調停の手続を経た後でなければ、同項の稲城市と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起をすることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、代理人、主任技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は再委託者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により稲城市が決定を行った後でなければ、稲城市及び受注者は、前2項の調停又は訴えの提起をすることができない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第57条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（個人情報の取扱い）

第58条 受注者は、業務の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関し知り得た個人情報を他に漏らし、若しくは公表し、又は業務以外の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合も同様とする。

3 受注者は、この契約の履行に当たり稲城市が個人情報の記載された記録簿、台帳等を貸与又は交付した場合においては、これを複写又は複製してはならない。ただし、あらかじめ稲城市の承諾を得たときは、この限りでない。

4 受注者は、前項に規定する場合において、この契約が終了し、若しくは解除され、又は受注者が当該記録簿、台帳等を必要としなくなった場合には、稲城市に対し、当該記録簿、台帳等を直ちに返還しなければならない。ただし、あらかじめ稲城市の承諾を得た場合は、受注者は、第三者に漏洩しない方法をもってこれを廃棄することができる。

5 受注者は、この契約が終了し、又は解除された場合は、自らが保有する書面、電磁記録媒体その他の記録媒体に記録した業務に係る一切の情報を消去しなければならない。

6 受注者は、業務のために取り扱う個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

7 受注者は、業務の従事者に対し、個人情報の取扱いに関して従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき罰則の内容及び民事上の責任について、周知しなければならない。

8 稲城市は、第6項に規定する措置の実施状況を調査するため、必要があると認めるときは、実地に調査し、受注者に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（契約外の事項）

第59条 この約款及び設計図書に定めのない事項については、必要に応じて稲城市と受注者とが協議して定めるものとする。